

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 84 R2
提出年月日	令和 4 年 6 月 1 日

設工認対象機器の技術基準適合に係る整理表について

本資料は、【濃縮個別 84 R1】の改訂版（R2）である。
改訂内容を以下に示す。

- 添付 1 「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」において、本申請における変更内容が核燃料物質の貯蔵施設に関する既認可事項を変更するものではないこと及び工事による既設設備の既認可事項への影響がないことから、当該事項に係る説明書（V-1-2 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書）を添付しないことを明確にした。
- 誘導灯，非常用照明の設備名称を適正化した。

※【濃縮個別 84 R1】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

1. 概要 1
2. 許可基準の要求事項と技術基準規則の要求事項の紐づけ 1
3. 変更要件の明確化（設備リストでの取り扱い） 1

添付1 設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

1. 概要

本資料は、「濃縮個別 60 加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料」に示す申請区分②「使用を廃止する設備の存置保管廃棄等（廃棄物建屋の増設）」申請（以下「本申請」という。）の【設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理】における記載内容に関して、技術基準規則への適合要否の考え方、適合内容の既認可からの変更有無の考え方について説明するものである。

2. 許可基準の要求事項と技術基準規則の要求事項の紐づけ

- 「共通 04 設工認の申請計画の考え方」に基づき、許可基準の要求事項と技術基準規則の要求事項を比較し、同じ要求事項を紐づけし、さらに要求事項が直接紐づかないものについては、技術基準規則のどの条文に紐づくかを明確にする。
- 要求事項が直接紐づかないものについては、設備リスト上においてもその旨が明確になるよう注記を付す（例：放射性廃棄物の廃棄施設）。

3. 変更要件の明確化（設備リストでの取り扱い）

- 変更要件は、設工認申請設備と紐づけ、何が変更事項かを明確にする。具体的には、設備リストにおいて、設備ごとに、変更ありは“○”，変更なしは“△”，該当なしは“－”として示す。その際、複数の設備に関係する変更事項については、相互の関係がわかるようにし、共通事項として“□”で示すとともに、必要に応じて注記を付す（共通事項の例：津波，溢水等）。
- 外部衝撃等の建物に収納することで当該事象から防護する事項については、評価を行う建物に“○”，“△”の記号を付すとともに、防護対象設備に注記を付すことで防護対象設備を明確にする（例：風（台風）及び積雪，低温・凍結等）。
- 運用と一体となって適合性を担保する防護設計については、該当設備に注記を付すことで明確にする（例：竜巻，火山等）。
- 津波，航空機落下等の事業変更許可申請書における評価にて防護設計が不要であると判断された事項については、設備リストに注記を付すことでその旨を明確にする。
- 上記を踏まえた本申請の設備リストを添付 1 に示す。

添付 1

設工認申請対象機器の技術基準への
適合性に係る整理

- *1：地盤については、共通的な設計要件であることから、共通事項として分類し、耐震性を確保する必要のある常設機器を対象とする。
- *2：津波については、共通的な設計要件であることから、共通事項として分類する。事業変更許可申請書において、津波が本施設の敷地に到達しないことを評価済みであるため防護設計は不要である。当該事項について、新規制基準への適合に係る申請にて申請し認可済みである。
- *3：当該事象に対し、防護対象機器を収納する建物により防護する（防護対象機器を当該建物に収納する設計とすることを含む）。
- *4：本申請において、当該事象に対し防護設計を行う建物及び設備はないが、化学物質の放出のおそれがある場合には、外部火災によるばい煙に対する措置と同様の措置（送排風機の停止及び送排気系ダンパの閉止）を実施する。当該事項について、新規制基準への適合に係る申請にて申請し認可済みである。
- *5：航空機落下については、事業変更許可申請書において、防護設計要判断の基準を下回することを評価済みであるため防護設計は不要である。当該事項について、新規制基準への適合に係る申請にて申請し認可済みである。
- *6：人の不法な侵入等の防止については、共通的な設計要件であることから、共通事項として分類する。
- *7：本申請において新設するBウラン濃縮廃棄物建屋は、固体廃棄物を取り扱う施設であり、核燃料物質の貯蔵施設に属する施設ではない。また、既設の核燃料物質の貯蔵施設を設置する建屋と物理的に離れており、本申請の工事による既設の核燃料物質の貯蔵施設の設備への影響はない。
これらのことから、技術基準規則第16条及び第17条への適合に係る説明書（V-1-2 核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書）における説明内容については、既認可から変更がないため、本申請において当該説明書は添付しないものとする。
- *8：本機器は警報機能を有するが、技術基準規則第18条第1項に定める事象を検知して速やかに警報する設備ではないことから、対象外とする。
- *9：技術基準規則第20条の要求事項に該当しないが、事業許可基準規則第17条に基づく放射性廃棄物の保管廃棄に係る設計を対象とする。
- *10：直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量評価については、共通的な設計要件であることから、共通事項として分類する。線量評価においては、大量のウランを内包する機器を線源機器として設定するものであり、本申請において対象となる線源機器はない。
- *11：本機器は、非常用電源設備の負荷であることから、本機器の新設に伴う負荷に対する非常用電源設備の容量について説明する。

凡例：

変更区分

既設	既存の建物・構築物又は設備・機器で改造に該当しないもの。
新設	建物・構築物又は設備・機器を新たに設置するもの。
増設	構造及び機能が既存と同一の建物・構築物又は設備・機器の台数を増やすもの。
改造	既存の建物・構築物又は設備・機器の仕様又は構造を変更するもの若しくは仕様又は構造を新たに示すもの。
撤去	建物・構築物又は設備・機器を撤去するもの。

DB区分

安重	技術基準規則第一条第2項第八号の定義に該当するもの。
非安重	安重以外のもの。

耐震設計

「第1類」「第2類」「第3類」	耐震重要度分類のクラスに従うもの。
1G	耐震重要度分類のクラスによらず、1G評価を行うもの。

条項との対応

○	適合性確認を実施するもの。
△	適合性について、既認可から変更がないもの。
□	共通的な設計要件に該当するもの。
—	条文要求を受けないもの。
(○)	技術基準規則の要求事項に直接該当しないが、当該要求事項に関連付けて適合性確認を実施するもの。
《○》	事業許可基準規則の要求事項に対する適合性確認を実施するもの。
《△》	事業許可基準規則の要求事項に対する適合性について、既認可から変更がないもの。